

徳島県介護支援専門員協会理事会における

新型コロナウイルス感染対策に係る協議概要

令和2年9月11日

8月上旬からの感染者拡大に伴い、福祉施設及び医療機関に感染症被害が急激に増えており、各機関では人員配置及び利用者の安全確保に向けた取り組みが進められているが、現状では相当なる労力を課せられ、仮に小規模事業所に起こった場合には対応できないケースが予測される。

現に、家庭内に感染者あるいは濃厚接触者が発生し、通所系サービスは事業所自体が休止となり、訪問系サービスにおいても事業所が訪問を断る、といった事態が生じ、介護負担は一気に増大した。

通所系サービスはやむを得ない面もあるが、訪問系サービスについては、事業所として感染防止対策を十分に行った上で、継続したサービス提供が不可欠である。

一方、事業所側においても、感染防護服等の必要な資材や感染防止の正しい知識の不足により十分な感染防止対策を講じることができる事業所が少ないことも現状であるが、「必要以上の利用抑制を行わない」ように要請することも必要と考える。

また、県や保健所が対応の際に介護サービスを利用していることを知った場合、介護現場での感染拡大防止や早期対応のため、担当ケアマネジャーへの情報提供を行う、又はケアマネジャーへ速やかに連絡をするよう本人・家族へ指導又は助言することも必要と考える。

このような状況は、利用者の安全な生活の確保のみならず、事業所の雇用問題にも及びかねないことから、行政、医療関係機関、福祉関係機関等の間で、問題の共有化と新たな対応策の創出のため、これら関係機関による協議が必要である。

1 具体的対応策例

- (1) 公的医療機関での受け入れ
- (2) 濃厚接触者への安全なる生活が確保できる施設整備

(3) 空床施設及び空床棟の有効活用

(4) 濃厚接触者専用ホテルの確保

2 課題

(1) 認知症対策

(2) 医療介護支援者の人材確保

(3) 感染予防衣等の準備と使用方法

(4) 夜間対応

3 協議会該当団体

(1) 医療専門職団体

(2) 福祉専門職団体

(3) 旅館、ホテル等団体

(4) リネン業者

(5) 製薬会社

(6) 福祉用具事業者

(7) 自治体

(8) その他